

21 経営第 2463 号
平成 21 年 8 月 4 日

各農政局生産経営流通部長
北海道農政部長
沖縄総合事務局農林水産部長

あて

(農林水産省) 経営局経営政策課長

平成 21 年 7 月以降の全国的な日照不足及び低温等への
対応について(依頼)

今般、7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大雨、さらに北日本を中心とした今後 1 ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」が設置されたところである。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、関係金融機関による被害農林漁業者等に対する農林漁業セーフティネット資金等の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるようにするとともに、被害が確定した際は、相談窓口の開設だけでなく、被害農林漁業者等に対してパンフレット等によって丁寧な説明・対応が行われるよう関係金融機関に対して準備を依頼していくことが決定されたところである。

このため、関係機関に対して別添写し(、 、)のとおり依頼したので、御了知の上、関係融資機関においてこれらの措置が図られるよう適切に指導されたい。

21 経営第 2463 号
平成 21 年 8 月 4 日

(株)日本政策金融公庫農林水産事業本部
企画・統括部長 殿

農林水産省経営局経営政策課長

平成 21 年 7 月以降の全国的な日照不足及び低温等への
対応について(依頼)

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大雨、さらに北日本を中心とした今後 1 ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」が設置されました。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、関係金融機関による被害農林漁業者等に対する農林漁業セーフティネット資金等の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるようにするとともに、被害が確定した際は、相談窓口の開設だけでなく、被害農林漁業者等に対してパンフレット等によって丁寧な説明・対応が行われるよう関係金融機関に対して準備を依頼していくことが決定されたところです。

つきましては、貴職におかれても、今後の対応等につき、特段の御配慮をお願いいたします。

21 経営第 2463 号
平成 21 年 8 月 4 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省経営局経営政策課長

平成 21 年 7 月以降の全国的な日照不足及び低温等への
対応について(依頼)

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大雨、さらに北日本を中心とした今後 1 ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」が設置されました。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、関係金融機関による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるようにするとともに、被害が確定した際は、相談窓口の開設だけでなく、被害農林漁業者等に対してパンフレット等によって丁寧な説明・対応が行われるよう関係金融機関に対して準備を依頼していくことが決定されたところです。

つきましては、貴職におかれても、今後の対応等につき、特段の御配慮をお願いいたします。

21 経営第 2463 号
平成 21 年 8 月 4 日

全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省経営局経営政策課長

平成 21 年 7 月以降の全国的な日照不足及び低温等への
対応について(依頼)

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大雨、さらに北日本を中心とした今後1ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」が設置されました。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、関係金融機関による被害農林漁業者等に対する農林漁業セーフティネット資金等の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるようにするとともに、被害が確定した際は、相談窓口の開設だけでなく、被害農林漁業者等に対してパンフレット等によって丁寧な説明・対応が行われるよう関係金融機関に対して準備を依頼していくことが決定されたところです。

つきましては、関係機関に対して別添写し()のとおり依頼しましたので、御了知の上、貴会会員に対し周知願います。